

## 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

### 1. 取組の推進に関する基本的考え方

高知県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難化するとともに、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。これらの状況や、これまで整備してきた農業用施設の多くが耐用年数を経過し老朽化に伴う機能低下が進行している状況を踏まえ、「第3期高知県産業振興計画」では、本事業の維持・拡大を図り、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築を進めることを戦略の柱としている。

また、平成19年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきたが、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や多面的機能の維持・発揮の観点から、地域主体の保全管理活動の強化が重要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化等の活動に対し多面的機能支払交付金により支援する。

### 2. 農地維持支払交付金に関する事項

#### (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

##### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎とする。

##### ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

###### ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の「地域資源の基礎的な保全活動」のすべての活動区分を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、除外する。

###### イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」について、該当する活動項目を1項目以上選択した上で、毎年度実施する。

##### ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

###### ア. 地域資源の基礎的保全活動

下記表の追加事項については、農地維持活動のみを実施する組織に対して適用する。

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	100 施設の軽微な補修
活動内容	施設の軽微な補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	点検結果に基づき、必要となる活動を実施する。

下記表の追加事項については、農地維持活動のみを実施する組織に対して適用する。

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	101 施設の軽微な補修
活動内容	施設の軽微な補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	点検結果に基づき、必要となる活動を実施する。

下記表の追加事項については、農地維持活動のみを実施する組織に対して適用する。

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	102 施設の軽微な補修
活動内容	施設の軽微な補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	点検結果に基づき、必要となる活動を実施する。

下記表の追加事項については、農地維持活動のみを実施する組織に対して適用する。

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	103 ため池附帯施設の軽微な補修
活動内容	施設の軽微な補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	点検結果に基づき、必要となる活動を実施する。

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動  
なし

#### ④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

高知県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

### (2) 交付単価

#### ① 基本的考え方

農地維持支払交付金の交付単価（基本単価）については、表－1のとおりとする。

また、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の1の事業計画に定める実施期間中に、事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において、新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（加算単価）は、表－2のとおりとする。なお、1小規模集落当たりの交付額は、20万円／年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円／年を上限とする。

ただし、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の1の事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用する。

市町村は、農地維持活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、表－1及び表－2に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額を対象組織に交付する。

② 農地維持支払交付金の交付単価

表－1

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付 単価（基本単価）	左記のうち国の助成
全対象組織	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	250円	125円

表－2

小規模集落支援

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付 単価（加算単価）	左記のうち国の助成
事業計画に定める実施期間中に、 新たに小規模集落が保全管理する 区域内の農用地を対象農用地とす る対象組織	田	1,000円	500円
	畑	600円	300円
	草地	80円	40円

※小規模集落とは、農林業センサスの農林業経営体調査結果において、総農家戸数が10戸以下、かつ小規模集落支援の適用を開始するまでに集落内の農用地が、多面的機能支払交付金及びそれ以前の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払交付金のいずれの交付対象にもなっていない農業集落をいう。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

① 農振農用地区域内に存する農用地

② 農振農用地区域外農用地のうち、多面的機能の発揮を図るための活動を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると市町村が認めた農用地

(4) その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

地域活動指針の「施設の軽微な補修」のすべての活動区分を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、除外する。

イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の「農村環境保全活動」について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動項目を1項目以上実施する。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の「多面的機能の増進を図る活動」は任意の活動とし、実施する場合は、活動内容を選択した上で、毎年度実施する。

広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に多面的機能支払交付金実施要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は多面的機能支払交付金実施要領第1の4の(9)の特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。

なお、平成28年度までに多面的機能の増進を図る活動を含んだ多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第5の1の事業計画の認定を受けた活動組織について、当該事業計画に定める実施期間中は、広報活動に係る上記規定を適用しないものとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．施設の軽微な補修

なし

イ．農村環境保全活動

なし

ウ．多面的機能の増進を図る活動

なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

高知県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画書の策定について

資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合には、多面的機能支払交付金実施要領第2の6の(1)により、市町村長は高知県知事と協議を行い、水田貯留機能強化計画を策定するものとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

地域資源の質的向上を図る共同活動に対する交付単価（基本単価）については、表-3のとおりとする。ただし、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、表-3の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第5の1の事業計画に定める実施期間中に、多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める実施期間中に多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該実施期間中に限り加算できる交付単価（加算単価）は、表-4のとおりとする。

表-4の支援を受ける対象組織であって、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合、又は構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されており、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合に、当該実施期間中に限り表-4の単価に更に加算できる交付単価（加算単価）は、表-5のとおりとする。

また、広域活動組織の集落ごとあるいは活動組織において、資源向上支払（共同）の交付

を受ける田面積全体のうち5割以上で、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合、当該活動を実施する広域活動組織の各集落あるいは活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体の合計を対象として当該実施期間中に限り加算できる交付単価（加算単価）は、表－6のとおりとする。

市町村は、地域資源の質的向上を図る共同活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、表－3、表－4、表－5及び表－6に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額を対象組織に交付する。

## ②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

表－3

適用	地目	資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価（基本単価）	左記のうち国の助成
地域資源の質的向上を図る共同活動に係る活動を行う地区のうち、施設の長寿命化のための活動には取り組まない地区	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
地域資源の質的向上を図る共同活動に係る活動を行う地区のうち、施設の長寿命化のための活動にも取り組む地区及び共同活動を5年間以上実施した地区	田	1,800円	900円
	畑	1,080円	540円
	草地	180円	90円

表－4

### 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用	地目	資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価（加算単価）	左記のうち国の助成
地域資源の質的向上を図る共同活動に係る活動を行う地区のうち、施設の長寿命化のための活動には取り組まない地区	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
地域資源の質的向上を図る共同活動に係る活動を行う地区のうち、施設の長寿命化のための活動にも取り組む地区及び共同活動を5年間以上実施した地区	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

表－5

### 農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用	地目	資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価（加算単価）	左記のうち国の助成
地域資源の質的向上を図る共同活動に係る	田	400円	200円

る活動を行う地区のうち、施設の長寿命化のための活動には取り組まない地区	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
地域資源の質的向上を図る共同活動に係る活動を行う地区のうち、施設の長寿命化のための活動にも取り組む地区及び共同活動を5年間以上実施した地区	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

表－6

水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

適用	地目	資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価（加算単価）	左記のうち国の助成
地域資源の質的向上を図る共同活動に係る活動を行う地区のうち、施設の長寿命化のための活動には取り組まない地区	田	400 円	200 円
地域資源の質的向上を図る共同活動に係る活動を行う地区のうち、施設の長寿命化のための活動にも取り組む地区及び共同活動を5年間以上実施した地区	田	300 円	150 円

※共同活動を5年間以上実施した地区とは、農地・水保全管理支払交付金における共同活動又は多面的機能支払交付金における資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した地区とする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

① 農振農用地区域内に存する農用地

② 農振農用地区域外農用地のうち、多面的機能の発揮を図るための活動を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると市町村が認めた農用地

(4) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針を基礎とし、集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、高知県では、農用地に係る施設として、排水施設については暗渠排水（排水口）の補修及び更新、用水施設については給水栓の補修及び更新を対象活動とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とし、2百万円以上の活動については、国の補助事業を活用し対応すること。

ただし、やむを得ない理由により、国の補助事業を活用せず、施設の長寿命化を図る活動として実施しようとする場合、該当の対象組織が属する市町村長は高知県知事（以下「知事」という。）と協議を行い、施設の長寿命化を図る活動として実施することが妥当である

と知事が同意する場合に限り、工事1件当たり2百万円以上の活動が実施できるものとする。

a 対象施設・対象活動

工事1件当たり2百万円以上の活動を実施するため、知事と協議を要する対象施設・対象活動は、(別紙3)高知県地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))の全ての活動区分及び活動項目とする。

b 内容について県知事と協議を求める場合の要件

工事1件当たり2百万円以上の活動を実施するための知事と市町村長との協議は、下記の書類により行う。

- ・県知事あての協議書
- ・多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第5の4の長寿命化整備計画書  
長寿命化整備計画は、高知県多面的機能支払推進協議会による技術的指導を受けた計画であること。

- ・国の補助事業を活用しない理由書

※水路、農道等施設の補修、更新に係る他事業との分けを行い、農業農村整備事業管理計画書と整合を図るなど、市町村の関係課(係)と調整を行ったうえで協議に臨むこと。

c 県又は推進組織が行う技術的指導の内容

工事1件当たり2百万円以上の活動を実施しようとする対象組織は、市町村立ち会いのもと、高知県多面的機能支払推進協議会による技術的指導を受けること。

なお、技術的指導の内容は下記のとおりとする。

- ・対象施設の機能診断及び長寿命化整備計画の適否
- ・直営施工にて活動を行う場合  
活動組織が行う施工管理及び安全管理
- ・工事を外注により行う場合(外注1件ごと)
  - 1) 契約期間中に1回以上、施工業者が行う施工管理、工事の記録等を確認
  - 2) 完成検査前の構造物の出来形等の確認

d その他必要な事項

なし

③ 地域の状況に応じて追加する農用地に係る施設や対象活動

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	104 暗渠排水(排水口)の補修
活動内容	暗渠排水の排水口の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	105 暗渠排水(排水口)の更新
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水の排水口について、更新等の対策を行うこと。

活動要件	－
------	---

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	106 給水栓の補修
活動内容	給水栓の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。
活動要件	－

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	107 給水栓の更新
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている給水栓について、更新等の対策を行うこと。
活動要件	－

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

高知県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

① 農振農用地区域内に存する農用地

② 農振農用地区域外農用地のうち、多面的機能の発揮を図るための活動を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると市町村が認めた農用地

(3) その他必要な事項

なし

## 5. 広域協定の規模

① 事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上を有するものとする。

② ①の規定にかかわらず、生産条件が不利な農用地等が存在する場合（事業計画の対象とする区域の対象農用地が多面的機能支払交付金実施要領第1の4の（9）の特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域に該当する場合は、50ヘクタール以上、又は協定に参加する集落が3集落以上の範囲であれば、広域活動組織を設立することができるものとする。

## 6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

多面的機能支払交付金の事業実施主体は、対象組織とする。

また、本交付金の適正かつ効率的な推進を図るため、高知県、市町村、高知県土地改良事業団体連合会、高知県農業協同組合で構成する「高知県多面的機能支払推進協議会」を推進組織に位置付けることとする。



## (2) 関係団体の役割分担

### ① 高知県

- ・高知県における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（法基本方針）を策定する。
- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・高知県における多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）を策定する。
- ・対象組織を対象とした説明会を適宜開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・本交付金について、市町村から提出された申請書等を審査し決定等を行うとともに、交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。

### ② 市町村

- ・市町村における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（促進計画）を策定する。
- ・対象組織から提出された農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画（事業計画）の指導、審査を行うとともに、事業計画の認定の通知を行う。  
また、広域活動組織の設立にあたっては、広域協定の指導、審査を行うとともに、協定の認定を行う。
- ・毎年度、対象組織が行う活動の実施状況を確認するとともに、その報告を行う。
- ・対象組織を対象とした説明会を適宜開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・本交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査し決定等を行うとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。

### ③ 高知県多面的機能支払推進協議会

- ・対象組織が作成する農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画（事業計画）の指導を行う。  
また、広域活動組織の設立にあたっては、広域協定の指導を行う。
- ・対象組織を対象とした説明会を適宜開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。

## (3) その他必要な事項

なし

## 【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	高知県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○ (指導)	
(2) 事業計画の認定		○		
(3) 長寿命化整備計画の協議	○	○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○ (指導)	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○	○	○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援				
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○		
(2) 通知・交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項	○	○	○	

実施体制図

